

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成31年2月5日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づいて補足説明をさせていただきます。

まず、1. (1) 第57回原子力規制委員会定例会が、明日2月6日水曜日、午前中に開催されます。議題は4件予定されております。

まず、議題1「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」。こちらは、議題に記載のリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業、こちらの許可申請に係る審査の状況、特に津波に対する設計方針に係る審査の状況と今後の審査の方針につきまして、委員会に御報告をし、審議をいただくというものでございます。

次に、議題2「日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の新規制基準適合性審査における重大事故に係る審査の方針の明確化について」。こちらは、日本原燃・再処理施設の審査につきまして、審査基準の適用の考え方、具体的には重大事故対策についての考え方、例えば重大事故の選定や対策の評価の方法などについてでございますが、そうした考え方の明確化につきまして、委員会に御報告をして、審議をいただくというものでございます。

次に、議題3「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構中長期目標変更に係る文部科学省等との調整状況と今後の予定について」。こちらは、原子力研究開発機構の中長期目標の変更案につきまして、現在、文部科学省などと調整を行っているところでございます。以前、委員会で指示がございました安全研究センターに関する記述、あるいはもんじゅ、東海再処理施設に関する記述等について、調整を行っているところでございます。これらの調整状況を報告いたしまして、今後の対応方針について報告をいたしまして、御審議をいただくというものでございます。

次に、議題4「インターネット上における核燃料物質等の取引について」。こちらは平成29年11月に、インターネットオークションサイトにおきましてウランと称する物品が複数出品されていたという事案がございました。最近、報道もされているところでございます。この事案につきまして、その内容と今後の対応について、規制庁から御報告をするというものでございます。

次に、広報日程1. (2) 第58回原子力規制委員会臨時会、こちらが来週2月12日火曜日の午後1時から開催される予定でございます。こちらは、この後申し上げますように、異議申し立てに関する審理を行うこと、また、国際機関に関する情報、具体的には国際機関との取り決めに関する情報でございますが、これらを取り扱うため、非公開として開催をさせていただきます。

議題1は、記載のとおりでございます。「九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申立て及び異議申し立て並びに四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る執行停止の申立て及び異議申し立てに対する決定について」ということございまして、この記載の2件の認可及び許可に対する執行停止の申し立て及び異議申し立てに対する決定書の案を審議し、決定をいただくという予定でございます。

なお、こちらは昨年12月25日に同じく臨時会で審議が行われておりまして、その際に方針については了承され、記載ぶりについて再整理をするようにという指示があったものでございまして、これを受けて審議を行うというものでございます。

次に、議題2「WANO（世界原子力発電事業者協会）のピアレビュー報告書の閲覧準備について」という議題でございます。こちらは、世界原子力発電事業者協会、「WANO」と呼ばれておりますが、こちらが行う原子力発電事業者に対するピアレビューの報告書、これを原子力規制庁職員が閲覧をしまして、職務の参考情報として活用できるようにするという事を考えておりまして、そのためのWANOと規制庁の間での必要な取り決め、保秘などに関する取り決めにつきまして、現在調整を行っているところでございます。その内容及び今後の対応手順などにつきまして、その準備状況について委員会に報告をするというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目でございます。一番下になります。2月7日木曜日、(5) 第677回の審査会合、こちらが午後に開催される予定でございます。議題としては、現在、3件の審査が予定されております。

まず、1件目といたしまして、東北電力・女川発電所2号炉の審査を行う予定でございます。内容といたしましては、土木構築物及び機器の耐震につきまして、コメント回答を行う予定でございます。

次に、2件目といたしまして、関西電力・高浜発電所、こちらの審査を予定してございます。内容は、使用済の樹脂の処理をする廃樹脂処理装置の供用化についての許可申請が出されておりました、既に審査が行われておりますが、こちらについてのコメント回答が行われる予定でございます。

3件目といたしまして、東京電力・福島第二発電所、こちらのダストモニターの移設に係る保安規定の変更の審査が提出されておりました、こちらについて、本件は初回で概要をお聞きするという予定でございます。

次に、広報日程の3ページ目、2月8日金曜日、(6) 第678回の審査会合が、こちらも午

後に開催される予定でございます。こちらの議題は、記載のとおり、関西電力・大飯発電所3号炉及び4号炉の審査、緊急時対策所に係る敷地の地質・地質構造、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価についての審査、前回に続いてのコメント回答が行われる予定でございます。

最後に、その下、(7)、同日2月8日でございますが、第17回のもんじゅ廃止措置安全監視チーム会合が午後2時から開催の予定でございます。こちらは、議題でございますように、もんじゅ廃止措置の実施状況についてということで、燃料の取り出し作業が行われたところでございますが、今回の作業の結果、また、今後に向けた課題などについて説明を聞き、議論が行われるという予定でございます。

私からの御説明は以上です。

### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。御質問はございますか。マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。

二つ、明日の規制委員会の件なのですが、一つは、議題2なのですが、審査方針の明確化というのは、具体的にいうと何かちょっと余りイメージが湧かないのですけれども。

○大熊総務課長 では、まず、そちらについて。こちらは、以前、委員長の会見でも若干発言があったかと存じます。重大事故対策についての基準の適用の考え方の明確化ということでございます。

もう少しだけ補足いたしますと、新規制基準の要求事項として、重大事故対策というものが重要なものとなっております。深層防護の観点で、重大事故が起こったときにその影響を緩和するというところでございますが、こちらは委員長も少し発言されていましたが、実用発電用の原子炉ですと重大事故についての考え方が明確になっておりまして、炉心、燃料体等々が損傷していくというものを重大事故ということ定義されているわけですが、再処理施設については、設計上定める条件より厳しい条件のもとで発生する事故という定義になっておりまして、実用炉のような明確な形での概念があるということではございませんので、これらについて、どのように基準を適用するかということを確認するということでございます。

重大事故を選定する、どういうものを重大事故として扱うかというときの考え方であるとか、あるいは重大事故への対処・対策について、特に地震への対策、あるいは先般の審査会合でも議論されました蒸発乾固についてどう扱うかといったことについて、規制庁としての考え方を説明して、委員会で御議論、御意見をいただくということを予定

しております。

○記者 ありがとうございます。

あと、議題4なのですけれども、これは具体的に規制庁が把握した時点のことが、内容は結構詳しく委員会に報告されるのでしょうか。

○大熊総務課長 そうですね。本件は一昨年11月、平成29年11月に発見された事象でございます。詳しいと言えるか、御案内のとおり、これは一方で警察で捜査が行われておりますので、その捜査の内容に係るようなことは、本件、ここでは議論されなと思いますけれども、発見した際の経緯ですとか概要について御説明し、その上で今後の対応について、規制庁として今考えている対応を御説明するという予定でございます。

○記者 そのときに、ヤフオクにこんな形で載っていましたみたいな写真みたいなものが出たりみたいなこともあるのですか。

○大熊総務課長 そうですね。明日御確認をいただきたいと思いますが、私の承知している範囲では、写真は予定していません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—